

高岡地区広域圏事務組合家庭系燃やせるごみ指定袋取扱店の指定等に関する 要綱

平成 26 年 9 月 30 日告示第 5 号

改正 令和 3 年 1 月 1 日

改正 令和 4 年 2 月 10 日告示第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高岡地区広域圏事務組合（以下「組合」という。）が処理する家庭系一般廃棄物のうち高岡市、氷見市及び小矢部市が収集する燃やせるごみの焼却に係る手数料条例（平成 26 年高岡地区広域圏事務組合条例第 3 号。以下「条例」という。）の規定による家庭系燃やせるごみ指定袋（以下「指定袋」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(取扱店の指定による指定袋の取扱い)

第 2 条 理事長は、この要綱に定めるところにより指定袋を取り扱う店舗（以下「取扱店」という。）を指定し、指定袋を取り扱わせるものとする。

(取扱店の業務)

第 3 条 取扱店が行う業務は、条例に規定する手数料の受領及び指定袋の交付とする。

2 取扱店は、前項の業務を適切に実施するため、需要を満たす指定袋を常備するように努め、適切に管理しなければならない。

3 取扱店は、指定袋の引渡しを受けるときは、組合が指定する配送事業者に申し出て指定袋の引渡しを受けるとともに、引渡しを受けた数量に応じて、条例に規定する手数料を納付しなければならない。

4 前項の規定により指定店が引渡しを受けた指定袋については、指定店は返品（引渡しを受けた指定袋を組合又は組合が指定する配送業者に返却するとともに同項の規定により取扱店が納付した手数料が返金されることをいう。）することができないものとする。ただし、理事長が特に必要があると認めるときはこの限りでない。

(取扱店の指定の申請)

第 4 条 取扱店の指定を受けようとする者は、高岡地区広域圏事務組合家庭系燃やせるごみ指定袋取扱店指定申請書（様式第 1 号）を理事長に提出し、申請しなければならない。

2 前項の申請は、店舗ごとにしなければならない。

(取扱店の指定の要件)

第 5 条 取扱店の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件に該当しているものでなければならない。

(1) 取扱店の指定を受けようとする店舗が、高岡市、氷見市又は小矢部市（以下「構成市」という。）の区域内の小売業を営む店舗であること。

(2) 構成市に対する市税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると理事長が認めるときは、理事長は、当該各号に掲げるものを取扱店として指定することができる。

- (1) 構成市以外の区域における店舗で、構成市の住民が当該店舗の商圈に含まれると認められるものを取扱店として指定を受けようとするとき。
- (2) 小売以外の営業を営む事業者又は地縁団体その他の団体であって、構成市内における小売事業者の立地の状況等から、当該事業者又は団体を取扱店として指定することが構成市の区域内の住民の便宜上有益であると認められるとき。

(取扱店の指定の通知)

第6条 理事長は、取扱店を指定したときは、高岡地区広域圏事務組合家庭系燃やせるごみ指定袋取扱店指定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(指定袋取扱手数料)

第7条 組合は、取扱店に対して、指定袋取扱手数料を支払うものとする。

2 指定袋取扱手数料の額は、次の表のとおりとする。

指定袋の区分	手数料の額（指定袋一袋につき）
大（45リットル）	1円50銭に消費税を加算した額
中（20リットル）	1円に消費税を加算した額
小（10リットル）	1円に消費税を加算した額

3 第3条第3項に規定する手数料の納付と指定袋取扱手数料の支払いは差引きして清算するものとし、指定袋取扱手数料は、繰替払とする。

(報告の聴取又は指示)

第8条 理事長は、取扱店に対して、指定袋の取扱いの状況について必要な報告を求め、又は指示することができる。

(取扱店の指定事項の変更又は取扱いの廃止)

第9条 取扱店は、第6条の規定により通知された指定事項に変更があったときは、高岡地区広域圏事務組合家庭系燃やせるごみ指定袋取扱店変更届出書（様式第3号）により、速やかに理事長に届け出なければならない。

2 取扱店は、指定袋の取扱いを廃止しようとするときは、高岡地区広域圏事務組合家庭系燃やせるごみ指定袋取扱店廃止届出書（様式第4号）により、理事長に届け出なければならない。

3 理事長は、前2項に規定する届出を受理したときは、次に掲げるところにより、当該届出を受理した旨を通知するものとする。

(1) 第1項に規定する届出 高岡地区広域圏事務組合家庭系燃やせるごみ指定袋取扱店変更届受理通知書（様式第5号）

(2) 前項に規定する届出 高岡地区広域圏事務組合家庭系燃やせるごみ指定袋取扱店廃止届受理通知書（様式第6号）

(指定の解除)

第10条 理事長は、取扱店が次の各号のいずれかに該当するときは、取扱店の指定を解除することができる。

- (1) 第3条第3項の手数料の納付が適切に行われないうとき。
- (2) 指定袋の交付に際して条例に従った手数料の受領が行われていないと認められるとき。
- (3) 第8条の指示に従わないとき。

(4) 前各号に掲げるときのほか、引き続き取扱店として指定を継続することが適切でないとして理事長が認めるとき。

(取扱いの廃止等の場合の指定袋の返却)

第 10 条の 2 第 9 条第 2 項及び第 3 項の規定により取扱店が指定袋の取扱いを廃止した場合又は前条の規定により取扱店が取扱店の指定を解除された場合においても、第 3 条第 4 項の規定は、同様とする。

2 前項に規定する場合において、当該取扱店からの申し出があったときは、組合は、当該取扱店が現に保管する指定袋の返却（第 3 条第 4 項の返金を伴わないものをいう。）を受けることができる。

(申請又は届出の方法等)

第 11 条 第 4 条の申請並びに第 9 条第 1 項及び第 2 項の届出は、当該申請又は届出に係る店舗の所在する構成市（第 5 条第 2 項第 1 号に係る店舗にあっては、当該申請に係る店舗の立地を考慮して理事長が定めるいずれかの構成市。以下「担当市」という。）を経由するものとする。

2 前項の規定は、理事長が申請又は届出を直接受理することを妨げない。この場合において、理事長は、必要があると認めるときは、第 5 条の要件について、担当市に対する確認を求めるものとする。

(取扱店の指定等の通知)

第 12 条 理事長は、取扱店を指定し、指定された取扱店について変更若しくは廃止の届け出を受理し、又は取扱店の指定の解除をしたときは、担当市に対し当該指定、変更若しくは廃止又は解除の内容を通知するものとする。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、指定袋の取扱いに関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(継続指定に係る取扱)

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前から、高岡市、氷見市又は小矢部市の指定袋を取り扱っていた店舗については、別に理事長が定めるところにより取扱店として指定するものとする。この場合において、当該指定はこの要綱に基づく指定とみなす。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 4 年 2 月 10 日告示第 1 号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

高岡地区広域圏事務組合家庭系燃やせるごみ指定袋取扱店指定申請書

年 月 日

高岡地区広域圏事務組合
理事長

あて

住所

申請者

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

高岡地区広域圏事務組合家庭系燃やせるごみ指定袋取扱店として指定を受けたいので申請します。

1 取扱店として指定を受けようとする店舗に関する事項

店名	〒		
所在地			
代表者名		連絡担当者	
電話番号		FAX番号	
指定袋配送先 (※)			
希望する手数料 納付方法	1 現金 2 口座振込		

(※)「指定袋配送先」欄は、本店等への一括納入などで店舗以外への配送となる場合のみ記載してください。

2 指定の要件に関する申告事項（該当する事項に印）

申請に係る店舗は、小売業を営む店舗である。高岡市、氷見市及び小矢部市の各市に対する市税の滞納の事実はなく、この申請に対する審査に必要な範囲で各市の市税担当部門に対する確認が行われることについては、異議なく同意します。

【担当市使用欄】

経由印	
-----	--

【組合使用欄】

受付印	起案	・	・	<input type="checkbox"/> 指定	<input type="checkbox"/> ()
	所長	合議		起案	
	処理 確認	<input type="checkbox"/> 入力処理	・	・	
指定番号		_____			
<input type="checkbox"/> 店舗通知		・	・		
	<input type="checkbox"/> 担当市通知	・	・		

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

様

高岡地区広域圏事務組合
理事長

高岡地区広域圏事務組合家庭系燃やせるごみ
指定袋取扱店指定通知書

貴店を指定袋取扱店に指定したので通知します。

1 指定内容

指定番号
指定袋取扱店名
所在地
代表者名
連絡担当者
電話
F A X

2 配送事業者

(名称)

電話
F A X

3 担当市

様式第3号（第9条関係）

高岡地区広域圏事務組合家庭系燃やせるごみ指定袋取扱店変更届出書

年 月 日

高岡地区広域圏事務組合
理事長 あて住所
届出者 _____
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

高岡地区広域圏事務組合家庭系燃やせるごみ指定袋取扱店の指定内容に変更があったので届け出ます。

1 変更に係る取扱店の指定番号 _____

2 変更年月日 年 月 日

3 変更事項（変更があった事項に印の上、変更事項を記載）

区分	変更後	変更前
<input type="checkbox"/> 指定袋取扱店名		
<input type="checkbox"/> 所在地等	〒	〒
<input type="checkbox"/> 代表者名		
<input type="checkbox"/> 連絡担当者		
<input type="checkbox"/> 電話番号		
<input type="checkbox"/> F A X 番号		

【担当市使用欄】

経由印	
-----	--

【組合使用欄】

受付印	処理確認		
	所長	合議	起案
	<input type="checkbox"/> 入力処理 . . <input type="checkbox"/> 店舗通知 . . <input type="checkbox"/> 担当市通知 . .		

様式第4号（第9条関係）

高岡地区広域圏事務組合家庭系燃やせるごみ指定袋取扱店廃止届出書

年 月 日

高岡地区広域圏事務組合
理事長 あて住所
届出者 _____
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

高岡地区広域圏事務組合家庭系燃やせるごみ指定袋取扱店の取扱いを廃止したいので届け出ます。

1 取扱いを廃止する取扱店

指定番号	
指定袋取扱店名	
所在地	〒 _____

2 取扱廃止年月日 年 月 日

【担当市使用欄】

経由印	
-----	--

【組合使用欄】

受付印	処理確認		
	所長	合議	起案
	<input type="checkbox"/> 入力処理 • • <input type="checkbox"/> 店舗通知 • • <input type="checkbox"/> 担当市通知 • •		

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

様

高岡地区広域圏事務組合
理事長

高岡地区広域圏事務組合家庭系燃やせるごみ
指定袋取扱店変更届受理通知書

貴店の指定袋取扱店に係る登録事項の変更届を 年 月 日に受理しましたから通知します。
なお、変更後の指定内容は次のとおりですから確認願います。

1 指定内容

指定番号
指定袋取扱店名
所在地
代表者名
連絡担当者
電話
F A X

2 配送事業者 (名称)

電話
F A X

3 担当市

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

様

高岡地区広域圏事務組合
理事長

高岡地区広域圏事務組合家庭系燃やせるごみ
指定袋取扱店廃止届受理通知書

貴店の指定袋取扱店に係る取扱廃止届を 年 月 日に受理し、 年 月 日をもって取扱の廃止としましたから通知します。

取扱を廃止する店舗

指定番号

指定袋取扱店名

所在地